

【各論】  
『諫懲後正』と『土芥寇讎記』における記述の一致について

小関 悠一郎

はじめに

第一班では、『諫懲後正』と『土芥寇讎記』からみえる家臣像と藩政をテーマとして設定し、家臣・藩政の描かれ方に注目するという視角から両書の関係性を探ることを目指して共同作業を行った。このテーマは、『諫懲後正』・『土芥寇讎記』の関係を探るにとどまらず、両書において大名・藩政がどのような規準から評価されているのかという関心をも含んでいる。こうした関心は、両書成立期（元禄期）、さらには近世の政治や社会の特質を考察することにもつながっていくものであると考える。

右に関連して、近年、『土芥寇讎記』は「近世の政治の質」についての認識を深めていくための史料として注目されつつある<sup>(1)</sup>。しかし一方で、成立事情や受容の有無など、その性格についてはほとんど検討されてこなかった<sup>(2)</sup>。このような性格の不鮮明さを克服し、史料としての可能性を一層広げようとするならば、『土芥寇讎記』と類似の内容・構成を持つ『諫懲後正』の性格の検討や両書の比較作業は、大きな意味を持つていると言えよう。そこで本報告では、『諫懲後正』を軸にして両書にみられる記述の一致について考察する。両書で一致する記述の中には、家臣像・君臣関係像に関わる内容が多く含まれており、家臣・藩政の描かれ方から両書の間接関係を探るために不可欠の作業である。ただし、講義において浮かび上がった

た一連の「武家評判記」の存在は、両書のみと比較が限定性を有していることを示している。本報告では、両書に先行する「武家評判記」の一つとみられる『武家勸懲記』も検討の対象とし、今後の全面的比較検討に向けての足がかりとしたい<sup>(3)</sup>。

一 一連の「武家評判記」の存在

講義における若尾報告は、盛岡市中央公民館所蔵の『武家諫懲記後正』の「序」を紹介した。それによると、『(武家) 堪忍記』(寛文期以前) ↓ 『武家勸懲記』(寛文延宝期世上に流布) ↓ 『武家諫懲記』(宝永正徳期補訂) ↓ 『武家諫懲記後正』(享保一一年成立) という系統が想定されるという。後述のように、講義で取り上げた諸本における記述の一致をみても、類似の題を持つ諸本の間強い結びつきがあることは間違いないものと思われる。諸本の詳細な系統については今後の調査により明らかにされるだろう。

ところで、右の序文執筆者は『土芥寇讎記』の存在について全く触れていない。このことのみから考えると、『土芥寇讎記』が右にみた系統の「武家評判記」とは別個に成立したとの推測も成り立ち得る。ところが、後述するように、『武家勸懲記』『土芥寇讎記』『諫懲後正』の間には記述内容の一致がしばしば見られ、三者に共通する記述も多い。このことは、少なくとも『土芥寇讎記』の編者が一連の「武家評判記」系統の本を参照し、引用を行うほど重く扱っていたことを示している。『土芥寇讎記』は、その成立以前から存在した「武家評判記」の影響下に成立したものであることは間違いないだろう。

以上から、『諫懲後正』が『武家勸懲記』系統の「武家評判記」の一つであること、『土芥寇讎記』がそれらの(元禄三年以前から存在した)「武家評判記」の影響下に成立したものであることが明らかにされたと言える。したがって、『諫懲後正』及び『土芥寇讎記』の関係・性格や、両書を用いた当該期の政治・社会の考察には、一連の

「武家評判記」の系譜に両書を位置づける作業が前提として必要である。すなわち、『土芥寇讎記』が一連の「武家評判記」と同様の性格を持つものであるのかどうか、各「武家評判記」の間で、編集時期によつていかなる差異がみられるのが問題となる。しかし、講義段階では『諫懲後正』と『土芥寇讎記』における記述内容の比較検討を中心に行つたため、その作業を全面的に展開するには至らなかった。そこで本報告では、『武家勸懲記』を含めた三書における記述の一致について検討し、『諫懲後正』の性格の確定に向けて、検討結果から読みとれることを指摘することとした。

なお、筆者は、講義での個別報告において『土芥寇讎記』と『諫懲後正』を比較した際に、両書における記述の一致を以て『諫懲後正』編者による『土芥寇讎記』からの「引用」と考えた。しかし、上述のように、『土芥寇讎記』以前の段階における「武家評判記」の存在と、『(武家)堪忍記』(寛文期以前) ↓ ↓ 『武家諫懲記後正』という系統の存在が講義において明らかになつてきた。したがつて、両書における記述の一致を単純に「引用」と見なすことには大きな問題があると言わざるを得ない。『諫懲後正』編者が『土芥寇讎記』を参照していた可能性も未だ完全には否定できないが、「引用」の事実が確定できないことを付記し、訂正する次第である。

## 二 『諫懲後正』の構成・内容と「武家評判記」踏襲箇所

本節では、『諫懲後正』の構成について検討してみたい。同書の内容は、「姓名官位」→「愚評」まで一二項目ほどあるが<sup>(4)</sup>、特に直接大名を評価する「大名の人柄」・「愚評」の二項目について考察を進める。

まず、「大名の人柄」の項について簡単に検討しておこう。この項では、大名の文武への取り組みの有無、生得の性質や行跡、家士民間への哀憐の有無、政道・仕置への取り組み方、「世間の勤め」といった内容が記される。この中で興味深い記述内容として、「臣等二議

シ」「臣等二任セラレ」「臣等執行」など政道と家臣の関係のあり方についての記述が多く含まれていることがあげられる。特に、大名の人格と藩政の関係<sup>(5)</sup>という点で注目されるのが、「家国ノ政道臣等二任セラレ」とか「家士民間ノ仕置臣等はヲ執行フ」というように、委任を受けた家臣が「政道」「仕置」を執り行つていとされる記述が多く見られることである。こうした事例は、全体の一五%近く(三五例)を占めている。さらに、家臣が政務を執ることは、多くの事例で肯定的に記述されている。「愚評」も含めていくつか例示しておこう。

高或、未タ微若タルニ依テ行跡心意差別ナク、国家ノ政道旧臣等執行、故ニ家民穩カナリ、況ヤ母方ノ祖父酒井雅楽頭忠挙へ物事窺フノ上仕置等宜シト也

愚評曰、高或、未タ幼少タルニ依テ行跡心意ノ差別不定故論スルコトナシ。去ハ家国ノ政道旧臣等能ク是ヲ執行フ故、家民穩カナリ。： (七五、京極縫殿高或)

直平、未タ微若ナル故、行跡ノ差別ナシ。去トモ生得發明ニシテ其鉢穩順ニ見ユルトナリ。国家ノ政道旧臣等能ク是ヲ執行、故ニ家中穩カナリ云云。

愚評曰、此将本文ノ如ク未タ微若ナル故行跡不定。尤所行ノ差別ナケレハ難スルニ不及。去ハ、家中穩カナリト云ヘル事、能從臣是ヲ執行ニ依テナリ。餘ハ直平實父鞞肩方へモ窺ヒ事ヲ弁ス。： (一一一、永井豊熊丸大江直平)

これらの記述では、「行跡心意差別ナク」というように、当該大名の「行跡」「心意」が定まっていなくてもかかわらず、「旧臣等」による執政によつて「家民穩カ」「家中穩カ」という状態が実現されている、とされるのである。このことは、「家民穩カ」な状態の実現に、大名本人による「国家ノ政道」の「執行」が必ずしも必要とはされなかったことを示していると言えよう。この点についてはより詳細に検討する必要があるが、黒須報告でも言及されているので、ここでは以上の指摘にとどめておきたい。

「愚評」の項においては、当該大名について論じた後に「按スルニ」・「去ハ」・「傳曰」・「評曰」などの記述が度々現れ、ほとんどがそれに続けて「養父」や「舎兄」など前藩主（大名）・先祖等について記述する。この「按スルニ」等の語句の後にくる記述は『武家諫懲記』や『土芥寇讎記』にみられる記述と一致する場合も多い。これは、『諫懲後正』では、「按スルニ」等の語句以下の記述が、前提となる「武家評判記」に依拠したものであることを示唆しているだろう。よつて、こうした記述については新規加筆部分ではないものが極めて多いと考えられる。また、「凡ソ」・「夫レ」等の語に続けて、中国古典等「古語」の引用を伴いながら一般的な修身論や政道論が記されるパターンも多く見られる。これについても『武家諫懲記』等と記述が一致する場合がきわめて多い。したがって、この記述についても直ちに先行の「武家評判記」の記述内容を踏襲したものが多くを占めるとみられる。

逆に、『諫懲後正』編者による新規加筆と考えられる箇所は、「大名の人柄」及び「愚評」の項で「按スルニ」・「夫レ」等の記述を除いた、当該大名に関する論評部分と考えられる。しかし、こうした新規加筆部分も、語句の用い方や論点については先行の「武家評判記」に依拠していると言ふことができよう。

### 三 『武家勸懲記』『土芥寇讎記』『諫懲後正』に見られる記述の一致

ここではまず、三者に現れる上杉弾正大弼藤原綱憲を例として、『諫懲後正』を軸にそれぞれの記述の比較を行つてみたい。『諫懲後正』の「愚評」の項をあげておこう。

愚評曰 ①… ②先年綱勝存生ノ時、家臣大ニ緩怠成事アリ、其ヲ如何ト云ニ、綱勝二十七歳ニシテ卒去也。常々病氣ニ倦テ、一日快然之躰ナシト聞ヘシニ、何ソ日比養子ノ諫ヲハ為サリツルヤ。公儀御順政ノ忝サ、且ハ息女ハ早世ト雖トモ前保科肥州ノ縁座タル故、事整ヒテ相統セシムルニ依テコソ得タリ。□ニ家祿ヲ食ム分チモナクンハ、惜哉、数代ノ名家ヲ絶スル

ノミニ非ス、從者皆流浪シ迷惑ニ及ヒナハ、悔ルニ益不可有。諸家トモニ心得可知コト也。自今以後油断大ニ不忠タルヘシ。③就中幼主若將ヲ守護スル臣、別而遣ヲナスヘシ。其君ノ明暗ハ偏ニ傍臣ノ賢愚ニヨル所也。殊更十四五歳ノ比ニ到レハ小人大人と替ラル、机関ニシテ、其時分ノ習質、後年マテノ頗ル定規ト成ヘシ。ナレハ諸家共ニ、幼主君・若將ノ行跡ヲ粗考ヘ見ルニ、後見近仕ノ輩ノ心謂行ニ、大方ハ似ラル、事也。茲ニ因テ善人ヲ誉用ヒ、師範ヲ撰ンテ、誠ニモトツケ、後來只心正シ、身ヲ修メ、国家ヲ保護シ、善行ニ発シ、誉レノ將ト成給フ様ニ、行住坐臥心得ヘキハ、臣下ノ法也。俸祿ヲ受テ妻子ヲ養ヒ、眷屬等ヲ育ミ、一身ノ起居ヲ安ンス。唯大方ノ主恩ニ非ス。能々心肝ニメイシ、臣タル道可守モノナリ。④…

（『諫懲後正』卷五）

『諫懲後正』「愚評」の項は、①④上杉綱憲が「良將」である旨の記述、②（父）綱勝急逝時⑤の家臣の処置を批判する記述、③「幼主」の教育には「傍臣」の「賢愚」が重要なことを指摘する記述、というようにほぼ三部分に分かれている。このうち、②③は『武家勸懲記』における記述とほぼ一致する。『諫懲後正』編集当時、既に三九歳だった綱憲についての愚評に「幼主」教育についての論が盛り込まれているのは、『武家勸懲記』系統の「武家評判記」の記述を踏襲したことに因るものと考えられる。『諫懲後正』は基本的には『武家勸懲記』系統の「武家評判記」の内容を伝えるものであり、年月の経過と状況の変化を踏まえて①④が新規に加筆されたと考えることができよう。

一方、『土芥寇讎記』との一致はみられるのだろうか。この点、②は『土芥寇讎記』での上杉綱憲への評に同内容の記述が現れ、語句もほぼ一致している。ただ、③は上杉への評には見られない。ところが、③の記述内容は、榊原虎之助源勝乗（三一）において現れるのである。

謳歌評説云、幼主ヲ守リ立ルハ、其ノ臣ノ賢愚得失ニ依テ、善ニモ悪ニモ成安キ者ト云リ。故ニ其臣賢才ヲ撰ブヲ本トス。其ノ君ノ明闇ハ偏ニ傍臣近習ノ輩ガ賢愚ニヨル。殊更十四五歳ノ比ニ到テハ、善惡トモニ替リ安キ

時分也。此時ノ習質、後年迄之定規ト成ル。去バ諸家共ニ幼主或若將ノ行跡ヲ考ヘ見ルニ、近習且ツ後見ノ輩ガ氣質ニ大方ハ似ル者也。故ニ善人賢臣文学武道ノ故実者ヲ撰ンデ、近習トシ、師範トシ、聖徳ニモトツク心ヲ正シ、身ヲ修メ、国家ヲ保護シ、善行ヲ発シ、誉ノ將ト成ス様ニ行住坐臥心ニ掛ルハ忠臣ノ法也。過分ノ俸禄ヲ受、妻子眷属ヲ育ミ、一身ノ起居ヲ安クスルハ、唯大方ノ主恩ニ非ズ。能ク々心肝ニ命ジテ臣タル道ヲ守ベキ事ナリ。

『武家勸懲記』『諫懲後正』両者は共に②③の内容を上杉綱憲への評に記していた。『土芥寇讎記』はそれと異なり、綱憲に関する個別的な評論(②)と「幼主」に関する一般論(③)に分離して、前者はそのまま綱憲の評に採用し、後者を上杉への評から除いて榊原勝乗に対する評に組み込んだと考えることができよう。

もう一例、松平信濃守藤原綱茂への評をみてみよう。以下は、『諫懲後正』巻三 綱茂の「愚評」である。

①：綱茂礼義ヲ正シ非義ナシトナレハ、是文ノ学ビナキトハ云難シ。②諸葛孔明兵法曰、導クニレ以シ徳ヲ、齊ルニレ以シ礼ヲ、而知ニ飢寒ヲ、察ニ其勞ヲ、謂ニ之ヲ仁將ト、是等ノ次第ヲ能ク懸ケ、家士民間ヲ導クニハ、徳ヲ以テシ、齊レ之礼儀ヲ以テ、下ノ飢寒ヲ知テ衣食ヲ与ヘ、其勞苦ヲ察シテ愛惠アラハ、国家自ラ治リ、金壁鉄城ノ如ク、遠人其恩潤ニナツキ、不レ招ニ来リ可レ敬ト也。③且剛勇成力故ニ外見武勇勝レテ頭ル、可成、国家ノ仕置厳クセラル、ハ忠義ノ余リ尤法ナリ。④傳曰、亡父光茂モ文武ヲハ学バサレトモ、行跡大様ニ諸事大度ニシテ兼タルコトナシ。私欲ナク不レ貪、好悪ノ意地ナシ。義理ヲ正シ淳直ナリ。世間ノ勤メ不怠、法ヲ守リ、或歌道ヲ専ニ嗜ミ、行跡静ニ穩順ヲ旨トセラル。政道万事家臣等ニ任セラレシトナン。是評スルコトナシト云云。

①③は綱茂本人に関する評価、②は「諸葛孔明兵法」を引いて「家士民間」の導き方を述べる一般的記述、④は「亡父光茂」について論じた部分である。このうち①、③は『諫懲後正』における新規加筆部分と思われる。②、④は他二書にも見られる記述内容である。④についてみると、『武家勸懲記』では大名人柄の項に記述され、

『土芥寇讎記』においても「本文」(大名人柄の項)に記されている。『諫懲後正』では、編集時点で既に光茂が没していたため、「傳曰」という語句を挿入して愚評に記されたのだろう。②についてみてみよう。②は一般的記述であるが、『武家勸懲記』『土芥寇讎記』共に光茂の項目には記していない。そこで確認してみると、②は『武家勸懲記』では紀伊大納言源光貞の項に、『土芥寇讎記』では紀伊大納言源光貞の「評説」に記された内容であることが判明する。さらに、『諫懲後正』においても紀伊大納言源光貞の愚評の項に同内容の文が記載されている。したがって、②は、基本的に紀伊大納言家当主に記述される内容で、『諫懲後正』もそれを踏襲しているが、同書の場合、再度松平信濃守藤原綱茂への評にも挿入したということになる。『諫懲後正』と『土芥寇讎記』『武家勸懲記』の同一大名(家)への評に記述の一致が見られなかったとしても、それが全て『諫懲後正』編者による新規加筆とは言えないことを示す事例と言えよう。

#### おわりに

本報告では、第一節でも述べた通り、先行の「武家評判記」の存在を念頭に置いて『諫懲後正』を軸に、同書と『土芥寇讎記』『武家勸懲記』との記述の一致について検討した。第二節でみたように、『諫懲後正』は、先行「武家評判記」の記述内容を踏襲するという要素が大きい。大名と家臣・藩政について興味深い論点を含んでいるということが出来る。第一・三節での検討にも示されているが、先行「武家評判記」の踏襲は、程度の違いはあると思われるが、『土芥寇讎記』にも多くみられる。

以上、一連の「武家評判記」の総合的な比較検討の必要性と、その際の家臣・藩政の描かれ方という視角の有効性を指摘してむすびにかえたい。

【注】

(1) 深谷克己「名君とはなにか」(『歴史評論』五八一、一九九八年)。

(2) 近時、ようやく検討作業が開始されたところである。『土芥寇讎記』の基礎的研究(二〇〇四年)参照。

(3) 本報告で用いる史料は、講義で共通に取り上げた『武家勸懲記』(内閣文庫本)、『諫懲後正』(東大本)、金井圓校注『土芥寇讎記』(人物往来社、一九六七年)とする。

(4) 前掲金井圓校注『土芥寇讎記』四〇頁参照。

(5) 深谷前掲論文は、『土芥寇讎記』を例に、大名の「人格と藩政の乖離がありえることとして認められはじめ」ことを指摘している。

(6) 寛文四年(一六六四)。ただちに養子を定めなかつたため、信達地方などを削減され、所領高が三〇万石から一五万石に半減した。